



2019年度

# 保証のしるべ

Vol.1 (No.663)

北海道の動物たち  
タンチョウヅル

2019年度

# 保証の しるべ

Vol.1

(No.663)

目次

**1** … 創立70周年を迎えました

**2-3** … 地元応援

**4-7** … お知らせ

- 北海道胆振東部地震への取り組み
- 改元に伴い、保証申込書式が新しくなりました
- 信用保証料の引き下げを継続します
- 信用保証のご案内を改訂しました
- TKC北海道会との「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」の締結について
- 定例相談窓口のご案内

**8-9** … 2019年度 年度経営計画

**10** … 個人情報保護宣言

**11** … コンプライアンスの実践の取り組み

**12** … 信用保証制度を悪用する行為を排除します

**13** … 信用保証利用企業動向調査

**14** … 業務概況

## 特別相談窓口のお知らせ

以下の相談窓口を設置しております。お近くの保証協会窓口までお問い合わせください。

- 皮革等相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- タカタ株式会社関連相談窓口
- 金融機関の紹介窓口
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口
- 平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口



# 当協会は 創立 70周年を を迎えました!

北海道信用保証協会は、昭和24年に業務を開始し、本年5月1日に70周年を迎えました。  
これもひとえに道内中小企業・小規模事業者の皆さまをはじめ、金融機関、商工団体、行政機関等の  
関係機関各位の深いご理解とご支援の賜物と、役職員一同、心から感謝申し上げます。  
これからも、信用保証・経営サポートを通じて、道内中小企業・小規模事業者の皆さまや地域経済の  
発展のため、また、北海道胆振東部地震災害からの復旧のため、尽力してまいります。  
今後とも格別のご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

創立70周年を記念して、  
シンボルマークとキャッチフレーズを刷新しました。



企業とともに、地域のために  
**北海道信用保証協会**  
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido

シンボル  
マーク

信用保証の英記「CREDIT GUARANTEE」のCとGを使い、方位磁針の「北」(北海道)を意味する「赤い矢印」を組み合わせてデザインしています。

また、「赤い矢印」は、当協会がお客様の方向を示す安心の羅針盤として、地域の皆さまの発展を象徴しています。

キャッチ  
フレーズ

以下の信用保証協会事業の基本理念から、「中小企業・小規模事業者の皆さまの発展を通じて地域を支えていく」という思いを表現しています。

## 信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

- (1) 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- (2) 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- (3) 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- (4) もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する

第3回

# 地元応援

地方創生を進める地方自治体の取り組みを紹介します。

今回紹介する  
地方自治体は

## 旭川市

地方創生の流れの中で、地方自治体の果たす役割は、これまで以上に大きくなっています。  
今回は旭川市の中小企業支援策について、**旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係の村上課長補佐**に伺いました。

### Q1 現在、旭川市で実施している 地方創生に向けた取り組みを教えてください。

日本全体で本格的な人口減少社会を迎え、その対応が喫緊の課題となっており、旭川市においても、人口減少の抑制に向けて、平成27年度に『旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、地域の雇用や子育て、移住など以下の4つの基本目標に基づき地方創生の取り組みを進めています。

- 1.若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。  
(妊娠・出産・育児などの総合的支援、小中連携・一貫教育など教育環境の充実など)
- 2.新しい人の流れをつくり、留まる中核拠点を創出する。  
(移住の促進、若者の地元定着促進、企業誘致の促進、観光の振興など)
- 3.北北海道を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、新たな雇用を創出する。  
(地場産品の販路拡大、創業や第2次創業、新規就農の支援、各産業分野の人材育成など)
- 4.安心で魅力ある持続可能な拠点都市を形成する。  
(旭川空港の機能拡充など交通機能の充実、圏域自治体の連携強化など)



#### 基本情報

人口／33万5千人  
面積／747.7km<sup>2</sup>  
事業所数／14,493(全産業)

### Q2 旭川市の中小企業向け融資制度の概要・ポイントについて教えてください。

旭川市では、市内で事業を営む中小企業者等の皆様が、経営改善や設備の近代化を図るなど、事業の維持、発展に役立てていただくために、低利な融資制度を設けています。

資金使途の汎用性が高い「一般事業資金」や、災害・景気等の対策を目的とした「緊急対策資金」等、10資金15融資メニューをご用意しており、一部資金には資金借入時の費用負担軽減を目的とした信用保証料補助制度や、資金借入後の金利負担軽減を目的とした利子補給制度を設けています。

特徴的な資金としては、旭川市を訪れる観光客等の利便性や顧客満足度の向上等を図るための事業資金を融資対象としている「おもてなし環境整備資金」があります。当該資金は借入当初5年間、全額利子補給を行う制度を付しており、本市観光振興の支援を行っています。

### Q3 制度融資以外の中小企業向けの施策について教えてください。

#### 一般財団法人旭川産業創造プラザ

中小企業の支援の相談窓口として、企業ニーズや大学・公設試験研究機関のシーズの掘り起こし、産学官交流によるビジネスチャンスの創出に努めるとともに、各種相談やコーディネイト、セミナーや研修会を通じた人材育成、インキュベートルームの賃貸や研究開発への助成など、総合的な支援を通じて、新製品・新技術の開発や新分野進出に取り組む企業や新規創業を目指す方を応援します。

#### 地域企業経営者等育成補助金

地域企業の経営強化や事業拡大、新規創業の促進等を図ることを目的に、市内中小企業の経営者等や新たに市内で起業を目指す市民に対し、中小企業大学校等の研修受講料の一部を助成します。

## Q4 信用保証協会に望むことを教えてください。

旭川市の中小企業者向け融資制度では、多くの融資メニューに信用保証料補助制度を設けており、同補助金交付件数は増加傾向にあります。特に、小口零細企業保証を付することを条件とした融資メニューである小口零細企業特別融資は、新規貸付件数及び補助金交付件数の増加率が一番大きく、多くの市内小規模企業者にご利用いただいている。

今後とも信用保証協会には中小企業者の資金調達の円滑化にご支援いただき、ひいては地域経済の活性化のためご助力いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

## Q5 オススメの観光スポットを教えてください。

### 旭山動物園

開園52年目を迎える旭川市旭山動物園は、国内、国外から多くのお客様にお越し頂いています。

動物本来の能力や習性を観察できる「行動展示」の先駆けとして有名になりましたが、この他にも生息地が同じで、別種の動物を同一空間で展示する「共生展示」にも取り組んでいます。

今年度は新たな施設「えぞひぐま館」の設計に着手します。エゾヒグマの本来の行動を引き出すため、施設内に崖や溪流を再現し、溪流には道内に生息する川魚を放ち、エゾヒグマが捕食する姿を観察できる施設を計画しています。

この他、飼育スタッフが毎週日曜・祝日に行う「ワンポイントガイド」では、担当する動物についてスタッフならではのエピソード紹介、毎年8月に開催する「夜の動物園」では、動物たちの夜の表情や行動を見る事ができ、旭山動物園ならではの楽しみ方がたくさんあります。



▲ホッキョクグマ



▲あざらしマリンウェイ

## 2019年度 旭川市中小企業融資制度一覧

資 金 名	融 資 対 象 等		保証料補助金対象	利子補給金対象
①一般事業資金	長期融資	北海道信用保証協会で定める保証対象業種に該当するもの	○	
	短期融資		○	
	小口零細企業特別融資	北海道信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用するもの	○	
②緊急対策資金	倒産関連融資	倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とするもの	○	
	災害・景気対策融資	【災害等関連】火災その他の災害、疫病の発生等により、緊急に資金を必要とするもの 他 【景気関連】中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく特定中小企業者の認定を受けたもの 他 【特認】原材料の価格高騰等により、「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が増加しているもの 他	○ ※【景気関連】 〔は除く〕	
③大型設備等導入資金	工場・店舗等整備融資	業績拡大、生産能力拡充等のために工場の新・増改築や大型機械設備の導入に資金を要するもの 他		
	ものづくり支援融資	新製品の開発、生産プロセスの改善等、事業革新のために機械設備を導入するもの 他		○
④企業立地促進資金	「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業			○
⑤経営革新・販路拡大等支援融資 経営力強化サポート融資	経営革新・販路拡大等支援融資	雇用の維持・拡大を図り、所定の要件を満たすもの	○	○
	経営力強化サポート融資	北海道信用保証協会の「経営力強化保証」を利用する中小企業者等	○	○
⑥新規創業支援資金	事業を営んでいない個人で新たに事業を開始するもの 他		○	○
⑦おもてなし環境整備資金	外国语表記を含む情報発信機能の拡充などホスピタリティの向上等のための資金を必要とするもの 他			○
⑧中心市街地新規出店支援資金	旭川市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域内で新たに事業を開始する者 他		○	○
⑨ニューパワーアップ資金(金融環境調整資金)	最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して減少しているもの 他			
⑩借換資金	市制度資金及び道制度資金又は保証協会の保証付き融資残高のある中小企業者等 他			

\*上記は概要のため、詳細は旭川市ホームページ等をご覧ください。

# 北海道胆振東部地震への取り組み

## ■ 北海道胆振東部地震関連の保証実績

平成30年度の北海道胆振東部震災関連の保証取扱は1,115件、136億87百万円となりました。

このうち、当協会が独自で創設した当面の資金繰りを支援する「緊急短期資金保証」は、平成30年9月12日から平成31年3月29日までの取扱期間で411件、34億29百万円のご利用となりました。

北海道信用保証協会では、引き続き胆振東部地震災害からの復旧・復興支援に全力で取り組んでまいります。

## ■ 引き続き取扱中の震災関連の保証制度

### 災害関係保証

激甚災害について災害救助法が適用された厚真町・安平町・むかわ町に事業所を有し、北海道胆振東部地震により直接被害を受けた中小企業者・小規模事業者が対象となります。

取扱期間が令和2年3月31日まで延長されました。

### 経営安定関連(セーフティネット)保証4号

以下の自治体に事業所を有し、北海道胆振東部地震により被害を受け、市町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者が対象となります。

**指定地域** 札幌市、苫小牧市、北広島市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、浦河町

取扱期間が令和元年6月18日まで延長されました。

### 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】

道内に事業所を有し、北海道胆振東部地震の被害を受けた方、市町村の認定を受けた方が対象となります。

取扱期間が令和元年9月30日まで延長されました。

## 改元に伴い、保証申込書式が新しくなりました

改元に伴い、保証申込書式を一部改正しました。改正後の書式は協会ホームページからダウンロードいただけますのでご活用ください。(一部の書式はホームページに掲載しておりませんので、保証協会または窓口金融機関へお問い合わせください)

なお、当面の間、平成が印字された旧書式についても、元号部分を訂正のうえご利用いただいて差し支えありません。この場合、訂正印の押印は不要です。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

当協会ホームページ▶



## 信用保証料の引き下げを継続します

### ■ 北海道中小企業総合振興資金金融資制度 「小規模企業貸付」

当協会では、「北海道小規模企業振興条例」が平成28年4月に施行したことにあわせて、道内小規模事業者の負担軽減による地域社会の活性化・持続的な発展を促進するために、北海道中小企業総合振興資金金融資制度「小規模企業貸付」の信用保証料を引き下げしておりますが、信用保証料の引き下げを**令和2年3月31日まで継続します。**

通常	割引後
0.45～1.90%	0.40～1.71% (1割引)

### ■ 北海道中小企業総合振興資金金融資制度 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」

当協会では、北海道胆振東部地震により被害を受けた方を対象にした北海道の融資制度「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」について、セーフティネット保証・災害関係保証利用時に加え、一般保証利用時も保証料割引を実施しておりましたが、取扱期間の延長に伴い、信用保証料の引き下げを**令和元年9月30日まで継続します。**

	通常	割引後
一般保証 <b>令和元年9月30日まで継続</b>	0.45～1.90%	0.40～1.71% (1割引)
セーフティネット保証・災害関係保証	0.60～0.88%	0.48～0.70% (2割引)

## 信用保証のご案内を 改訂しました

信用保証業務の内容を簡潔に紹介した「信用保証のご案内」を改訂しました。

お近くの保証協会窓口またはホームページでご覧いただけますので、是非ご活用ください。



# TKC北海道会との「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」の締結について

当協会は、平成31年4月15日にTKC北海道会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結しました。

本覚書は、両機関の持つ機能や情報および人材等の強みを生かし、相互に協力して中小企業・小規模事業者に対する経営支援等を行い、地域社会の発展への寄与を目的とするものです。

本覚書に基づき、それぞれに実施している経営支援施策等に関する事業の情報交換を行うほか、相互に連携して中小企業・小規模事業者を支援する体制を強化していきます。

## ■持続的成長支援事項の内容

- (1) 中小企業・小規模事業者に対するライフステージに応じたコンサルティング機能の強化
- (2) 中小企業・小規模事業者に対する中期経営計画の策定支援とモニタリング支援に関する事項
- (3) 「中小企業の会計に関する指針」「中小企業の会計に関する基本要領」の定着に関する事項
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」の定着に関する事項
- (5) 中小企業・小規模事業者の支援に関する情報交換
- (6) 中小企業・小規模事業者向けのセミナー、職員向け研修会の開催
- (7) その他中小企業・小規模事業者への支援に寄与する事項



▲TKC北海道会 田中会長様(左)と当協会 山谷会長(右)

# 定例相談窓口のご案内

## ■ 定例相談窓口 受付時間／10:00～16:00

中小企業者の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談にお応えするため、以下のとおり定例相談窓口を設けております。当協会の職員を相談員として派遣しておりますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	相談日	
<b>北海道中小企業総合支援センター</b> 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	毎月第1木曜日	6月 6日 7月 4日 8月 1日
<b>さっぽろ産業振興財団</b> 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階 札幌中小企業支援センター	毎月第2木曜日	6月13日 7月11日 8月 8日
<b>札幌商工会議所</b> 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル1階 中小企業相談所	毎月第3金曜日	6月21日 7月19日 8月16日
<b>函館商工会議所</b> 函館市若松町7-15	毎月第2火曜日	6月11日 7月 9日
<b>苫小牧商工会議所</b> 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル	毎月 第1・2木曜日	6月 6日 6月13日 7月 4日 7月11日 8月 1日 8月 8日

## ■ 夜間相談窓口 受付時間／17:10～19:40

中小企業診断士の資格を有する職員が経営や資金繰りに関するご相談にお応えします。  
ご予約も可能です。

相談窓口	相談日	
<b>北海道信用保証協会 本店</b> 札幌市中央区大通西14丁目(1階)	毎月 第1・3火曜日	6月 4日 6月18日 7月 2日 7月16日 8月 6日 8月20日



予約・  
お問い合わせ先

フリーダイヤル

**0120-279-540**

または

業務部 企業支援課

**011-241-5605**

# 2019年度 年度経営計画

## ■業務環境

### 1 経済動向

北海道地域の景気は、緩やかに回復しています。一方、先行きとしては、復興需要が顕現化していくほか、観光の回復が続くとみられるものの、海外経済の不確実性などの懸念材料もあることから、今後の動向を注視する必要があります。

### 2 中小企業を取り巻く環境

景気全体としては緩やかに回復しており、企業倒産は低水準で推移しています。しかしながら、人口減少や少子高齢化等を背景とした地域経済の活力低下や人手・人材不足、さらには事業承継問題の顕在化など、中小企業を取り巻く環境には難しい課題が山積しており、中小企業者数の減少が大きな社会問題となっています。

## ■業務運営方針

当協会は、これらの業務環境を踏まえ、信用保証協会の公共的使命を自覚し、北海道胆振東部地震により被災した道内中小企業・小規模事業者の早期復旧・復興をサポートするとともに、中小企業・小規模事業者のライフステージの各局面において、信用保証制度がその事業の発展を支えるものとなるよう、以下の内容を基本方針として取り組みます。

また、当協会が将来に亘って公共的使命を果たし続けていくため、引き続き経営基盤の強化に努めます。

### 1 信用保証の安定的な供与

中小企業・小規模事業者のライフステージの局面に応じ、経営支援の実施とあわせ、国および地方公共団体の施策に呼応し、国の各種政策保証や地方公共団体による融資制度を適切に推進する。

### 2 顧客満足度の向上

企業者訪問等を通じて、中小企業・小規模事業者の多様なニーズを的確に把握するとともに、利用者へのきめ細かい対応によってサービスの向上に努め、保証業務の充実を図る。

### 3 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組み

中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向け、金融機関との適切なリスク分担を推進するとともに、事業性を評価した適切な保証審査に努める。

## 4 経営支援・事業再生の推進

経営サポート会議の開催や専門家を活用した中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定支援などに積極的に取り組むことで、経営支援・事業再生の推進に努める。

また、「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局として、構成機関との連携を促進し、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図る。

## 5 地方創生への貢献

地域の課題を踏まえて、各種保証制度を推進するとともに、地域経済の活力維持や雇用の確保を図るため、創業を促進する各種施策や事業承継支援に積極的に取り組むことで、地方創生への貢献を果たす。

## 6 求償権の適切な管理

信用補完制度の堅持やモラルハザードの防止のため、求償権回収の促進を図るとともに、事業再生支援等の側面を踏まえ、効率性を重視した求償権管理に努める。

## 7 経営の効率化と組織の活性化

健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努めることで経営の効率化を図るとともに、人材育成・能力開発を通じた組織活性化に取り組む。

## 8 ガバナンスの強化

公的な保証機関としてガバナンスの強化を図るため、コンプライアンス態勢ならびにリスク管理態勢の充実・強化に努める。

## ■事業計画

2019年度の主要業務計数は下記のとおりです。

項目	2019年度
保証承諾	2,900億円
保証債務残高	6,424億円
代位弁済	85億円
求償権回収	25億円

# 個人情報保護宣言

北海道信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## (1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## (2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## (3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## (4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## (5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## (6)保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めるることができます。
- 請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参または郵送してください。

## (7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)および(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## (8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## (9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、右記のとおりです。

住 所／札幌市中央区大通西14丁目  
電話番号／011-241-5554  
部 署 名／総務部 総務課

# コンプライアンスの実践の取り組み

当協会では、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい態勢を敷いています。

## 北海道信用保証協会倫理憲章

### (1) 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

### (2) 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

### (3) 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

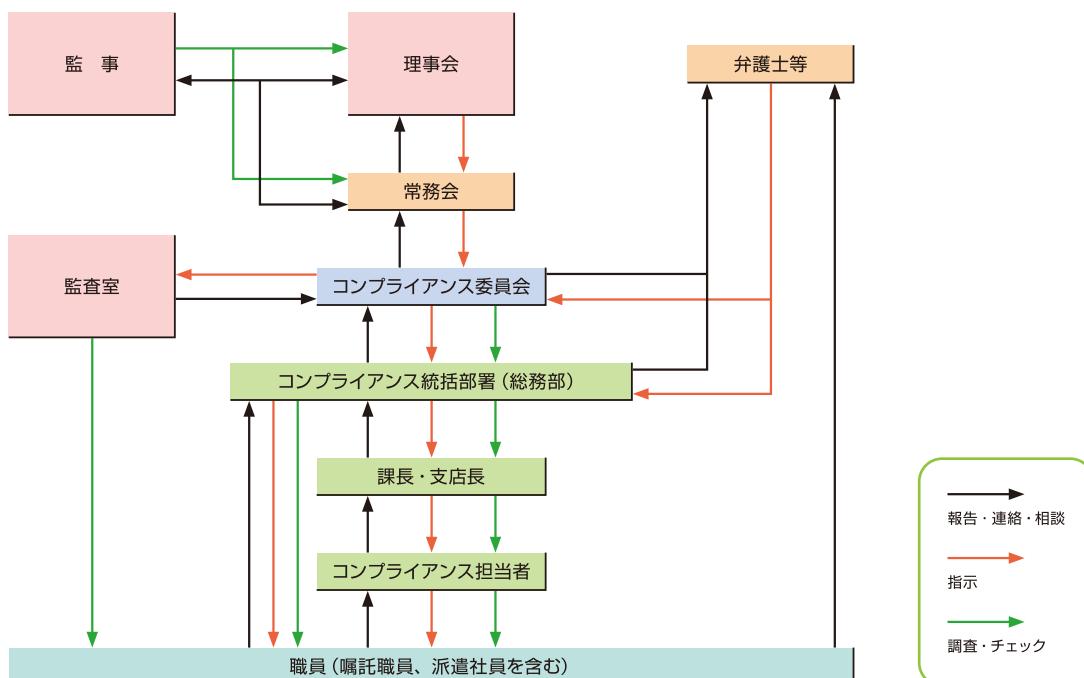
### (4) 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

### (5) 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

## コンプライアンス組織体制図



# 信用保証制度を悪用する行為を排除します

北海道信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証取扱をするために保証申込に際し、次のとおり対応します。

## ■ 反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません

信用保証協会では、平成21年7月より「反社会的勢力は信用保証の対象とならない」ことを信用保証委託契約書等においても明記しているところですが、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」および「反社会的勢力の共生者」についても信用保証の対象とはなりません。

また、信用保証協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことの確約がなければ信用保証の対象としておりません。

**次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。**

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ① 暴力団                              | ⑨ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係<br>有する者   |
| ② 暴力団員                             | ⑩ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第<br>三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員<br>等を利用していると認められる関係を有する者 |
| ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者           | ⑪ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する<br>などの関与をしていると認められる関係を有する者                              |
| ④ 暴力団準構成員                          | ⑫ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と<br>社会的に非難されるべき関係を有する者                                    |
| ⑤ 暴力団関係企業                          |   |
| ⑥ 総会屋等                             |   |
| ⑦ 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等           |   |
| ⑧ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係<br>を有する者 |   |

また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

## ■ 信用保証料以外に、手数料、入会金、あっせん料、 仲介料は一切いただいておりません

悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込にあたり、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求するケースが発生しております。信用保証協会では信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

## ■ 第三者介入、同席の案件には応じられません

監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないこととなっております。

## ■ 申込人本人(法人の代表者を含む)になりすました者の保証には応じられません

### ■ ご不明な点はご連絡を

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら信用保証協会までご連絡ください。

**信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。**

2019年1~3月期調査

# 北海道内信用保証利用企業動向調査

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、昭和44年以来実施している調査です。

この度、2019年1~3月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

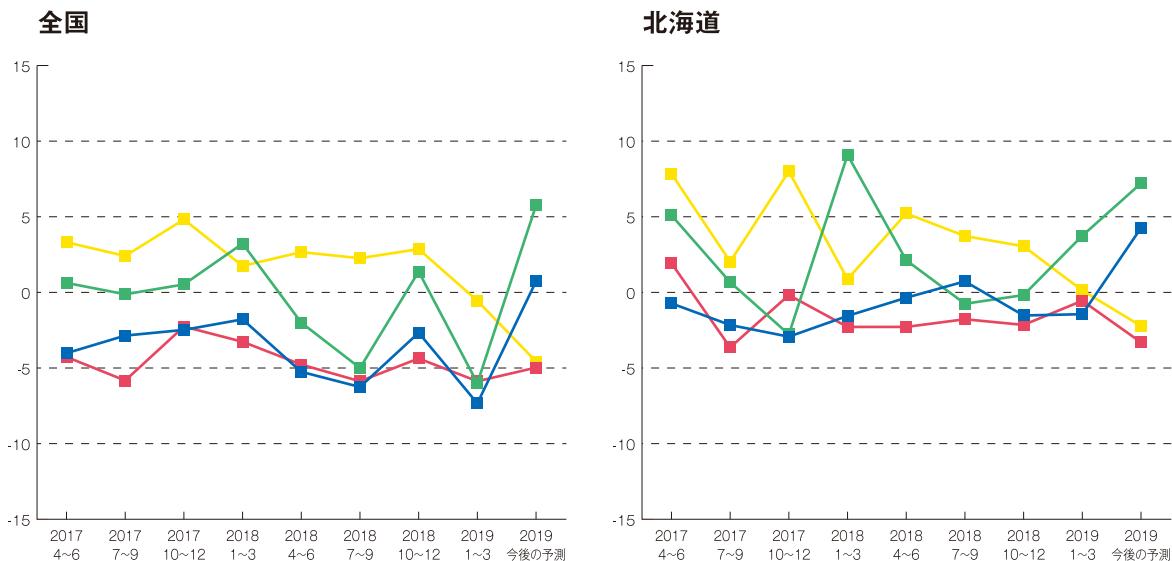
【調査時点】2019年3月中旬 【調査対象】1,444企業 【有効回答数】502企業(回答率34.8%) 【調査方法】封書によるアンケート

**道内の信用保証利用企業の景況感は、持ち直しの動きが見られるものの、先行きについては一部に弱い動きが続く見通し。**

〈全国の判断〉

信用保証利用企業の景況は、やや悪化しているが、先行きについては持ち直しの見込み。

## 概況(総合DIの推移)



### コメント

**全国的にはやや悪化しており、北海道では持ち直しの動きが見られるものの、先行きについては一部に弱い動きが続く見通し。**

今期調査(2019年1~3月期)による景況動向指数は、全国では、生産・売上DIが7.4ポイント、採算DIが4.5ポイント、資金繰りDIが1.5ポイント、借入難易感DIが3.4ポイントとすべての指標で悪化した。

北海道では、生産・売上DIが4.1ポイント、採算DIが0.2ポイント、資金繰りDIが2.6ポイントそれぞれ改善し、借入難易感DIが2.9ポイント悪化した。

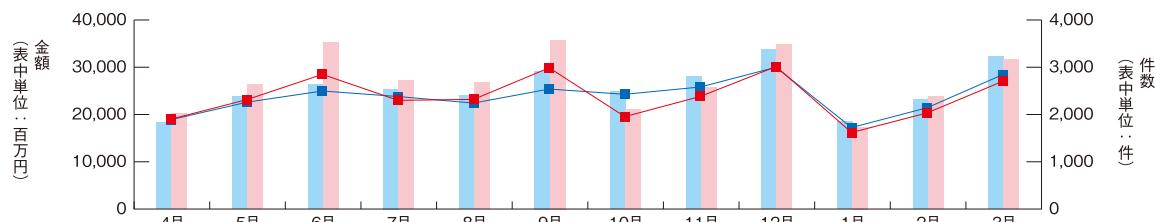
今後の予測では、生産・売上DI、採算DIは改善し、資金繰りDI、借入難易感DIは悪化する見通し。

### 景気動向指数DI(Diffusion Index)とは

景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加(または、好転、容易)」と回答した企業割合から、「減少(または、悪化、困難)」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因(季節調整値)を控除した数値です。

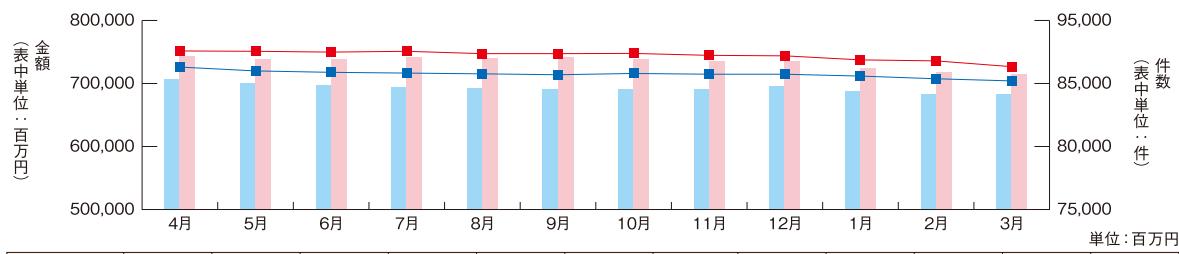
# 業務概況

## 保証承諾



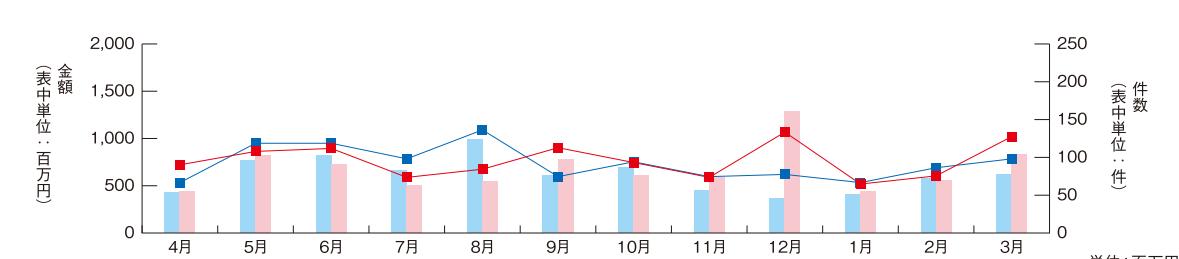
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平成29年度	件 数	1,935	2,354	2,899	2,339	2,360	3,041	1,987	2,424	3,067	1,645	2,068	2,751
	金額	20,738	27,074	36,067	27,785	27,352	36,645	21,571	26,338	35,640	17,780	24,318	32,435
	前年比	99.8%	106.9%	102.4%	92.7%	97.2%	96.1%	99.1%	86.6%	87.6%	91.8%	90.0%	91.1%
平成30年度	件 数	1,874	2,250	2,493	2,373	2,232	2,535	2,421	2,579	3,005	1,704	2,131	2,846
	金額	18,754	24,427	27,093	26,024	24,572	29,921	25,437	28,741	34,538	19,053	23,693	32,987
	前年比	90.4%	90.2%	75.1%	93.7%	89.8%	81.7%	117.9%	109.1%	96.9%	107.2%	97.4%	101.7%

## 保証債務残高



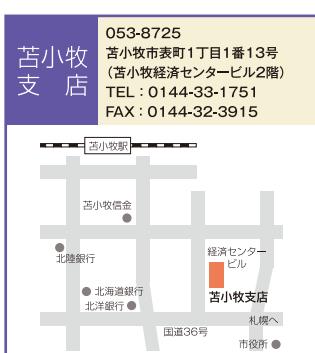
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平成29年度	件 数	90,362	90,081	90,021	90,002	89,952	89,976	89,926	89,561	89,408	88,900	88,506	87,835
	金額	750,032	744,259	745,079	747,281	746,426	748,258	745,246	741,326	741,190	730,162	723,532	719,968
	前年比	94.7%	95.2%	95.6%	96.0%	96.1%	96.2%	96.0%	96.0%	95.5%	95.5%	95.2%	95.1%
平成30年度	件 数	87,544	87,082	86,832	86,722	86,638	86,441	86,635	86,545	86,550	86,223	85,941	85,665
	金額	712,831	705,015	702,189	699,214	697,050	696,473	696,174	695,716	700,230	692,489	687,484	687,684
	前年比	95.0%	94.7%	94.2%	93.6%	93.4%	93.1%	93.4%	93.8%	94.5%	94.8%	95.0%	95.5%

## 代位弁済



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平成29年度	件 数	92	110	114	75	86	115	95	75	136	66	77	130
	金額	448	842	747	515	561	799	622	606	1,320	452	566	852
	前年比	46.7%	111.8%	56.6%	60.0%	89.0%	70.3%	75.2%	107.6%	268.2%	91.2%	95.0%	97.7%
平成30年度	件 数	68	121	121	100	139	76	96	76	79	68	88	100
	金額	443	788	839	678	1,017	623	705	461	369	413	588	639
	前年比	99.0%	93.6%	112.3%	131.7%	181.4%	78.0%	113.4%	76.1%	27.9%	91.3%	103.9%	75.0%

# お問い合わせ先のご案内



## 経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さま方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですでのお気軽にご利用ください。

ツ ナ グ ゴ シ エ ネ  
**0120-279-540**  
FreeDial

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課**011-241-5605**をご利用ねがいます。

## 連絡所

(次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

- ・本 店…江別、恵庭
- ・函 館…北斗、江差、森、八雲
- ・帶 広…本別、清水、幕別
- ・北 見…北見(留辺蘂)、網走、紋別、遠軽、斜里
- ・小 樽…岩内、俱知安、余市
- ・旭 川…留萌、稚内、名寄、富良野、土別、上川
- ・釧 路…根室、白糠、厚岸
- ・室 蘭…伊達
- ・滝 川…岩見沢、深川、美唄、芦別
- ・苫 小 牧…浦河、白老、新ひだか

## ご注意ください

### 信用保証協会をご利用のお客様へ

●最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あつせん屋が保証申し込みにあたって、あつせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外は、手数料、入会金、あつせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

●監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。

●反社会的勢力は信用保証の対象となりません。ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

次号「2019年度 保証のしるべVol.2」  
は8月に発行予定です。

## 北海道信用保証協会

<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

郵便番号 060-8670

札幌市中央区大通西14丁目1番地

電 話 (011)241-2535

F A X (011)261-8923



2019年5月発行

